

1. 重点項目についての協議会からの質問事項など

※「事業項目番号」は第6次府中市男女共同参画計画における事業の通し番号です。

事業項目番号	事業項目	質問事項など	回答
64	性的マイノリティに関する理解の促進	<p>①性的マイノリティ（LGBTQ）の当事者比率は約7~11%とされている。現状、府中市民に対してLGBTQの理解を促す啓発機会にはどのような取り組みがありますか？講演会、研修会、ウェブサイト、リーフレット、SNS発信等の2023年度実績を教えてください。</p> <p>②東京レインボープライド（https://tokyorainbowpride.com/）のような、LGBTQの当事者およびアライ（ally:理解・支援する人）を含めたフェスが世の中では大きな注目を集めている。府中市において、規模はともかくとして市民が性的マイノリティに関し何らかを考えたり気軽に知る機会として、このようなイベントを開催することは有意義であると考えられるが、そのような検討経緯はありますか？また、今後計画する予定はありますか？</p> <p>③令和5年度の府中市議会において、性的マイノリティに関する質疑があった場合は、質問者と回答を教えてください。</p> <p>④府中市において性的マイノリティの当事者が相談できる窓口や、そこで対応ができる専門家への委託はありますか？</p>	<p>①学童クラブ指導員を対象とした研修、パートナーシップ宣誓制度の英語版手引きと制度を活用できる事業一覧の市HPへの掲載、12月の人権週間に合わせた、性的指向や性自認に関する広報紙での周知啓発、各種リーフレットの配布による周知啓発等を行いました。また、若年層性的マイノリティ支援事業を連携して実施している多摩地域11市でレインボープライド2023に出展し、市民にとどまらず、広く来場者に対して啓発を行いました。</p> <p>②若年層性的マイノリティ支援事業を実施している11市で、東京レインボープライド2023及び2024に出展し、パネル展示・チラシ配布等を通じて、事業内容の周知や意識啓発を行いました。出展料が高額であるため、次年度以降の東京レインボープライドへの出展は未定です。本市では、毎年、広く市民に向けて憲法講演会を開催しておりますが、令和6年度の憲法講演会については、同性婚をテーマの一つに開催する予定です。</p> <p>③3件ありました。 1件目は予算特別委員会にて遠田議員（公明府中）より「東京都パートナーシップ宣誓制度との連携により相互利用可能になった施策等」について質問があり、本市パートナーシップ宣誓書受領証の提示により都営住宅への入居申込み等東京都実施事業の利用が可能になること、及び本市における相互利用可能事業がないことから、その拡大に努めることを回答しました。なお、その後、現在では市営住宅の入居申込み及び市職員の休暇休業・各種手当制度が本市における相互利用可能事業となっております。 2件目は第3回定例会にて山本議員（自由クラブ）より「LGBT理解増進法の施行に関する市の見解と今後の運用」について質問があり、同法は性的指向等の多様性に関する国民の理解の増進を図ることを目的としており、本市としては、引き続き、LGBTと併せ、人権に対する正しい理解の推進に努めることを回答しました。 3件目は第4回定例会にて福田議員（公明府中）より「パートナーシップ宣誓制度の拡充・ファミリーシップ制度の導入」について質問があり、ファミリーシップ制度を導入している自治体での制度利用状況が極めて少ないことから、本市としては、現時点では導入可否の判断はできず、引き続きその動向を注視していくことなどを回答しました。</p> <p>④性的マイノリティを専門とする相談ではありませんが、小学生から29歳までとその保護者等を対象とした青少年総合相談、また、小中学生とその保護者を対象とした小児科オンライン相談を実施しており、心や身体の悩みを相談できる体制を整備しております。</p>
		<p>①教員や児童を対象とした性的マイノリティに関する研修は、とても重要だと思いますが、ほかに市職員の方一般を対象とした研修等は実施されていますか？</p> <p>②昨年、最高裁で、性同一性障害を持つ職員の性自認に基づくトイレ使用の制限を容認した人事院の判定の違法性をめぐる判決が出ています（最三小判令和5・7・11、国・人事院（経済産業省職員）事件）。</p> <p>形式的には、性同一性障害にある被告（生物学的な性別は男性）が、職場の女性トイレを自由に使用させることを含め原則として女性職員と同等の処遇を行うこと等を内容とする勤務条件に関する措置要求に対する人事院の判定の取消しを求めたものですが、補足意見を含め、大変、示唆に富む初めての最高裁の判断ですので、広く市職員の皆さまに理解を広める機会を設けてははいかがでしょうか？</p>	<p>①毎年、市職員を対象に人権啓発研修を実施しており、令和4年度には性的マイノリティをテーマとして研修を実施しました。</p> <p>②本市では職員を対象とした人権啓発研修の実施のほか、人権に対する正しい理解と認識の徹底と、差別意識の解消を図るため、職員12名で構成する府中市人権啓発等推進委員会を設置しています。そのような場を活用し、当該判決等、広く人権問題について周知・意識啓発を行うことを検討してまいります。</p>

事業項目番号	事業項目	質問事項など	回答
64	性的マイノリティに関する理解の促進	<p>①なぜ府中市で性的マイノリティに関する研修を実施できないのか？</p> <p>②課題として挙げられている「教育委員会に研修の周知を行うこと」は困難なのか？なぜか？</p> <p>③研修の内容は？</p> <p>④計画及び目標に関して ・校長会や小中学校への訪問を計画しているようだが、回数、カバー率（小中学校の100%、50%）といった数値目標を設定できないのか？ ・研修の目標回数は？</p>	<p>①②本研修はLGBTQに関する研修機会のメニューとして案内を行っているものであり、最終的な実施判断は教育委員会または学校が行います。様々な研修テーマや授業内容があるなかで、教育委員会または学校として、採用・実施しなかったものと捉えております。事業開始直後は、対象が学校等に限定されていましたが、その後、事業対象が拡大したことから広く事業を周知した結果、学童クラブ指導員向け研修の開催に至りました。</p> <p>③受講者の希望に合わせて変更可能ですが、主な内容としては、LGBTQに関する基礎知識、講師（LGBTQ当事者）の体験談、当事者が抱えている悩み、当事者と接する際に必要な配慮等が挙げられます。</p> <p>④①②で回答したとおり、本研修については、LGBTQに関する研修機会のメニューとして案内を行っているものです。また、予算の範囲内で各自治体から希望のあった順に学校と講師とで調整を行っており、必ずしも本市の希望どおりに実施することができるわけではないため、数値目標や研修目標回数は設定しておりません。</p>
		<p>①「性的マイノリティに関する理解の促進」のために、具体的などのような取組を行う予定ですか？</p> <p>②「性的マイノリティに関する理解の促進」において、どのようなことが課題だと考えますか？</p> <p>③「府中市パートナーシップ宣誓制度」の市民の認知度、および利用者数はどのくらいですか？</p> <p>④「府中市パートナーシップ宣誓制度」に関して、市内事業所等の反応はどうでしょうか？市の施策に準じる対応をとっているような事例はあるのでしょうか？</p>	<p>①パートナーシップ宣誓制度や同性婚をテーマとした憲法講演会（市民対象の講座）を実施するほか、広報・ホームページ等での情報発信、周知啓発を予定しています。</p> <p>②全国的に各自治体でのパートナーシップ制度の導入が広がる一方で、国において同性婚の法制化への具体的な動きが見えません。また、性的マイノリティに対する差別や偏見が根強く残っている点を課題として認識しております。</p> <p>③令和5年度市民意識調査の結果、回答者の認知度は15.2%でした。また、平成31年4月1日の制度開始以降、総宣誓者数は21組（うち返還4組）となっています。</p> <p>④令和5年度に実施した事業所調査により、市内3事業所でパートナーシップ宣誓者にも結婚休暇、育児休暇、介護・看護休暇等について異性カップルと同等の取扱いとしているとの回答を得ております。</p>
		<p>①令和4年度に多摩地域9市で連携して性的マイノリティに関する研修を実施した折、府中市での実施が出来ていなかったのは、どこに原因があるとお考えでしょうか。また、令和5年度は何か啓発活動はできましたか。</p> <p>②性的マイノリティの周知活動を教育委員会や校長会等、教育機関に絞っている理由をお聞かせください。</p> <p>③研修をすることに限らず、前回協議会でご提案させていただきました、リーフレットやハンドブックなどの啓発活動のご計画はございますか。</p> <p>④今後、性的マイノリティやパートナーシップ宣誓制度について、一般市民に向けて周知していく方法で具体的なお考えがございましたらお聞かせください。</p>	<p>①本研修はLGBTQに関する研修機会のメニューとして案内を行っているものであり、最終的な実施判断は教育委員会または学校が行います。様々な研修テーマや授業内容があるなかで、教育委員会または学校として、採用・実施しなかったものと捉えております。令和5年度には学童クラブ指導員を対象とした研修を1回実施しました。研修以外の啓発活動としましては、当該事業を連携して実施している11市で東京レインボープライドに出展し、パネル展示・チラシ配布等を通じて事業周知及びLGBTQに関する意識啓発を行いました。</p> <p>②多摩地域複数市による連携事業については、令和4年度に事業を開始した際、教育啓発については学校での授業及び教員研修を想定していたため、教育機関に絞って周知を行っていました。しかし、事業を進める中で研修の対象が次第に拡大していったため、現在では教育機関に限らず広く事業の周知を行っています。その他は、憲法講演会など、広く市民に対して周知啓発活動を行っております。</p> <p>③広報物による周知啓発については、広報紙における関連記事の掲載や、今年度発行した市制施行70周年記念誌におけるパートナーシップ宣誓者の特集記事の掲載を行ったほか、他団体の作成資料を活用した周知啓発を行っております。本市独自のリーフレット等の作成については、他自治体の例を参考にしながら検討いたします。</p> <p>④12月の人権週間に合わせ、性的マイノリティやパートナーシップ宣誓制度について広報紙で周知を行うほか、市民を対象としたLGBTQに関する講座の実施を検討しております。</p>